

令和3年

第4回 阿賀野市農業委員会総会

議 事 録

令和3年4月28日 招 集

阿 賀 野 市 農 業 委 員 会



## 令和3年 第4回阿賀野市農業委員会総会会議録

1 令和3年第4回阿賀野市農業委員会総会は、令和3年 4月28日(水) 午後1時30分より、阿賀野市 笹神支所 4階 議場に招集された。

2 出席者は次のとおりである。

### ○農業委員

1 番 曾 我 憲 司	3 番 上 松 千 恵	
4 番 本 間 多佳子	5 番 皆 川 光 浩	6 番 見尾田 正 行
7 番 阿 部 萬紀夫	9 番 菅 井 茂	
10 番 渡 邊 悟	11 番 五十嵐 佐 敏	
13 番 松 田 昭 悦	14 番 笠 原 尚 美	15 番 柳 壽 一
16 番 大 堀 哲 男		
19 番 小 嶋 覚		

### ○推進委員

1 番 渡 邊 聡	2 番 加 藤 卓 也	3 番 辻 繁 雄
		6 番 能勢山 嘉 雄
7 番 羽 田 正 栄		9 番 小 林 隆 司
10 番 伊 藤 剛 栄		12 番 長谷川 政 男

3 欠席委員

### ○農業委員

2 番 渡 邊 隆  
8 番 齋 藤 瑞 穂  
12 番 遠 山 登  
17 番 小 林 章 男  
18 番 相 馬 重 男

### ○推進委員

4 番 中 村 孝 幸  
5 番 宮 嶋 市 郎  
8 番 上 松 浩 二  
11 番 細 山 徹 也  
13 番 松 崎 学  
14 番 青 木 等  
15 番 蕪 木 緑

4 遅参委員 な し

5 早退委員 な し

6 会長の命により出席した者

事務局長	齋 藤 和 彦
次長	木 村 秀 行
係長	齋 藤 恵
主幹	山 崎 一 之
主任	長谷川 幸 太

7 会議の日程は次のとおりである。

日程第1	議事録署名委員の指名について
日程第2	会期の決定について
日程第3	報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第4	報告第2号 農地転用事実確認証明書の交付について
日程第5	報告第3号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用配分計画の決定について
日程第6	議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
日程第7	議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
日程第8	議案第3号 事業計画変更の承認申請について
日程第9	議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
日程第10	議案第5号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について
日程第11	議案第6号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について
日程第12	議案第7号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について
日程第13	その他

8 審議の結果は次のとおりである。

議長（小嶋）	<p>定刻となりましたので、ただ今より令和3年4月定例総会を開会いたします。</p> <p>只今の出席委員は、14名です。定足数に達しております。</p> <p>本日の欠席委員は、2番 渡辺 委員、8番 齋藤 委員、12番 遠山 委員、17番 小林 委員、18番 相馬 委員の5名です。</p> <p>推進委員の欠席は、4番 中村 推進委員、5番 宮嶋 推進委員、8番 上松 推進委員、11番 細山 推進委員、13番 松崎 推進委員、14番 青木 推進委員、15番 蕪木 推進委員、の7名です。</p> <p>それでは、日程第1 議事録署名委員を指名いたします。</p> <p>3番 上松 委員、4番 本間 委員、16番 大堀 委員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。</p>
委員	（「異議なし」の声）
議長（小嶋）	<p>異議なしと認め、議事録署名委員を、3番 上松 委員、4番 本間 委員、16番 大堀 委員にすることに決定しました。</p> <p>続きまして、日程第2 会期の決定についてお諮りします。</p> <p>会期については、本日1日限りにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p>
委員	（「異議なし」の声）
議長（小嶋）	<p>異議なしと認め、会期を本日1日限りにすることに決定しました。</p> <p>本日の書記は、齋藤 局長、木村 次長、齋藤 係長、山崎 主幹、長谷川 主任であります。</p> <p>それでは、日程第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、を議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。長谷川 主任、お願いします。</p>
事務局 （長谷川）	<p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について説明をいたします。</p> <p>議案書の1ページをご覧ください。</p> <p>議案書の読み上げ方を、貸出人・借受人欄を省略し「受付番号」・「土地の所在」・「地目」の順に読み上げさせていただきます。</p> <p>農用地利用集積計画（賃貸借権設定）の解約です。</p> <p>受付番号1番、畑江、地目は台帳・現況がともに田、地積1, 123㎡、これを含めまして合計6筆で5, 836㎡です。</p> <p>契約の内容が令和3年2月11日から令和8年2月10日まで、解約事由が「農地中間</p>

管理権設定のため」です。

解約及び引渡年月日がともに令和3年3月31日です。

受付番号2番、本明字家ノ浦（イエノウラ）、地目は台帳・現況がともに田、地積1,916㎡、これを含めまして合計2筆で3,808㎡です。

契約の内容が令和元年5月11日から令和4年12月10日まで、解約事由が「売買のため」です。

解約及び引渡年月日がともに令和3年3月31日です。

農地利用集積円滑化事業により受付番号3番案件も同様です。

以上で報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について説明を終わります。

議長（小嶋）

ありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。

報告案件ではありますが、質疑がございましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

委員

（「なし」の声）

議長（小嶋）

質疑なしと認めます。

ご承知おきを願います。

続きまして、日程第4 報告第2号 農地転用事実確認証明書の交付について、を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。長谷川 主任、お願いします。

事務局

（長谷川）

議案書の3ページをご覧ください。

報告第2号 農地転用事実確認証明書の交付について説明をいたします。

受付番号1番 申請者は記載のとおりです。

土地の所在が北本町、地目は台帳・現況がともに畑、地積199㎡、転用目的が資材置場拡張です。

許可年月日、許可番号が平成4年4月21日、新潟県指令芝農地第90147号です。

完了年月日が平成4年8月10日です。

続きまして、受付番号2番、申請者は記載のとおりです。

土地の所在が北本町で受付番号1番の隣地です。

地目は台帳・現況がともに畑、地積209㎡、転用目的が資材置場拡張です。

許可年月日、許可番号が平成24年1月18日、阿農委第523023号です。

完了年月日が令和元年7月10日です。

申請地の確認状況は、4月13日、地区担当委員と事務局で確認してまいりました。

申請地は計画どおり資材置場として使用されておりました。

場所につきましては、4ページ、5ページの位置図・案内図をご覧ください。

水原地区、北本町地内、都市計画法に規定する用途地域の「第一種住居地域」に定められており第3種農地になります。

6ページには更正図に申請地を塗りつぶしで表示しております。

7ページは土地利用計画図を掲載しています。

自宅や事務所がある既存の敷地では資材置場が不足するため、隣接する当該地を転用し資材置場として使用していたものです。

担当委員からも申請のとおり使用されていたとの確認も取れましたので、地区担当委員と協議のうえ、4月14日付で申請者宛交付したことを報告いたします。

以上で報告第2号、農地転用事実確認証明書の交付について説明を終わります。

議長（小嶋）

ありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。

なお、この案件につきましては、現地調査を実施しておりますが、現地確認委員の17番 小林 委員が欠席のため、事務局報告のとおりとさせていただきます。報告案件ではありますが、質疑がございましたらお願いします。よろしいでしょうか。

委員 (「なし」の声)

議長 (小嶋) 質疑なしと認めます。  
ご承知おきをお願いします。  
ここで、説明員を交代いたします。

— 説明員 交代 木村次長 —

議長 (小嶋) 続きまして、日程第5 報告第3号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用配分計画の決定について、を議題といたします。  
事務局の説明をお願いします。木村 次長、お願いします。

事務局 (木村) 報告第3号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用配分計画の決定について、報告いたします。

はじめに、地目の修正をお願いいたします。41ページの下から2段目の現況地目を畑に修正願います。

それでは報告させていただきます。

令和3年2月26日開催の定例総会で承認された農地中間管理権設定の農地等、全67件、299筆、297,457.72㎡について、報告します。

議案書は8ページからとなります。

土地の所在地、地目、地積、賃貸借料につきましては、農地中間管理権設定で固定しておりますので、案件ごとの読み上げを省略します。

令和3年5月28日、新潟県が公告をすることから、期間の開始は令和3年5月29日、終了及び賃貸借料は前月集積計画と同様で終了及び賃借料は固定です。

配分の移転については、8ページ、101番・102番案件で移転の理由は、耕作者変更です。

移転後の期間及び賃貸借料は、当初配分と同様で固定です。

40ページから43ページ、179番・180番案件については所有者不明案件で、新潟県知事の裁定により公益社団法人 新潟県農林公社が利用権を取得した旨の告示が令和3年4月9日に新潟県によりなされたことにより、借り受け希望者に対し利用権の配分が行われるもので、期間の開始は令和3年6月1日、終了は令和8年5月31日までの5年間、賃貸借料は固定で、新潟県農林公社より新潟地方法務局新津支局へ供託されます。

なお、配分計画の譲受人は、農地中間管理事業、農用地等借受申出登録者です。

以上、報告を終わります。

議長 (小嶋) ありがとうございます。  
事務局の説明が終わりました。  
報告案件ではありますが、質疑がございましたらお願いします。  
よろしいでしょうか。

委員 (「なし」の声)

議長 (小嶋) 質疑なしと認めます。  
ご承知おきをお願いします。  
ここで、説明員を交代いたします。

- 議長（小嶋） 続きます、日程第6 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。  
事務局の説明をお願いします。長谷川 主任、お願いします。
- 事務局（長谷川） 議案書44ページをご覧ください。  
議案第1号 農地法第3条第1号の規定による許可申請について説明いたします。  
申請内容は、所有権移転です。  
受付番号1番 上江端字興野（コウヤ）、地目は台帳・現況がともに畑、地積583㎡です。  
譲受・譲渡理由は「耕作利便」と「財産処分」です。  
契約の内容は贈与による所有権移転です。  
以上ですが、本議案について、審査基準の全ての項目について、申請書に記載された内容が、当該審査基準に該当するか否かについて説明を申し上げます。  
最初に、申請地に小作人がいるかどうかについては、農地基本台帳及び申請者より該当しないことを確認いたしました。  
また、譲受人が権利取得後に、今回取得する全ての農地について耕作されるかという点については、譲受人からの聴取及び農機具等の所有状況から耕作が行われるものと判断いたしました。  
次に権利取得後の農業従事及び効率的な利用については、通作距離及び農機具等の所有状況等から、問題はないと判断いたしました。  
下限面積については、全ての案件について要件を満たしております。  
また、地域との調和要件については、地区担当委員からの現地調査結果でも「許可相当」との報告をいただいております。
- 以上で議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について説明を終わります。
- 議長（小嶋） ありがとうございました。  
事務局の説明が終わりました。  
これから審議に入ります。  
議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、ご質疑がございましたらお願いいたします。  
よろしいでしょうか。
- 委員 （「なし」の声）
- 議長（小嶋） 質疑なしと認めます。  
お諮りします。議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、原案のとおり承認し許可することにご異議ございませんか。
- 委員 （「異議なし」の声）
- 議長（小嶋） 異議なしと認めます。  
従いまして、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、原案のとおり承認し許可することに決定いたしました。  
続きます、日程第7 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。  
事務局の説明をお願いします。長谷川 主任、お願いします。
- 事務局 45ページをご覧ください。

(長谷川)

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について説明いたします。  
受付番号1番、永久転用で、申請人は記載のとおりです。  
土地の所在が蒔田字袖ノハ(ソデノハ)、地目は台帳・現況がともに田、地積が1,192㎡です。  
転用目的は資材置場で、資金計画は記載のとおりです。  
農地区分につきましては、良好な営農条件を備えている概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内と判断し第1種農地となります。  
許可基準は、「申請に係る土地周辺において居住する者の業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」であり、許可できるものと判断しました。  
転用事由は、申請者は自宅の隣地にプレハブの事務所を建て、その敷地を水道設備工事用の機械や資材の置場、従業員の駐車場として使用していますが、事業の拡大により手狭になったため、事務所から近い当該地を新たに資材置場として利用するため、農地転用申請するものです。  
場所につきましては、46・47ページの位置図・案内図をご覧ください。  
笹神地区、蒔田集落内の集落に接続している農地です。  
48ページは更正図です。申請地を太枠で囲んで表示しております。  
49ページは土地利用計画図です。申請地は、舗装はせず、図のように水道設備工事用の資材や重機を置く計画となっております。  
50ページは排水計画図です。雨水は図のように敷地の北側と南側の水路に流す計画です。

以上で議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、説明を終わります。

議長(小嶋)

ありがとうございました。  
事務局の説明が終わりました。  
なお、この案件につきましては、現地調査を実施しておりますが、現地確認委員の2番渡辺委員が欠席のため、事務局報告のとおりとさせていただきます。  
これから審議に入ります。議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、ご質疑がございましたらお願いいたします。  
よろしいでしょうか。

委員

(「なし」の声)

議長(小嶋)

質疑なしと認めます。  
お諮りします。議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、原案のとおり承認し、許可することにご異議ございませんか。

委員

(「異議なし」の声)

議長(小嶋)

異議なしと認めます。  
従いまして、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、原案のとおり承認し、許可することに決定いたしました。  
続きまして、日程第8 議案第3号 事業計画変更の承認申請について、を議題といたします。  
事務局の説明をお願いします。長谷川 主任、お願いします。

事務局  
(長谷川)

議案書51ページをご覧ください。  
議案第3号 事業計画変更の承認申請について説明をいたします。  
受付番号3番、当初計画者と継承者は記載のとおりです。  
土地の所在が北本町、地目は台帳が田・現況が畑、地籍は427㎡です。  
当初計画内容は、個人住宅建築用地です。



事業計画変更の理由ですが、当初計画者は個人住宅を建築するため、平成25年9月18日付け阿農委第525023号で5条許可を得て所有権移転を行いました。

しかし、高齢となり転居が困難となっていたところ、住宅用地として購入希望者が現れたため、当初計画を断念し事業計画変更を申請するものです。

農地区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域の「第一種低層住居専用地域」に定められており、第3種農地となります。

場所につきましては、52・53ページの位置図・案内図をご覧ください。

水原地区、阿賀用水右岸土地改良区連合の事務所から南へ500メートル程の住宅地の中に位置しております。

54ページには更正図に申請地を太枠で囲んで表示しております。

55ページは変更前の土地利用計画図・排水計画図です。

56ページは継承後の土地利用計画図・排水計画図になります。雨水は道路側溝に流し、生活雑排水は、転用許可後に公共枵を取り付けて、公共下水道へ接続する計画です。

57ページは住宅の平面図を掲載しております。

以上で、議案第3号 事業計画変更の承認申請について説明を終わります。

議長（小嶋）

ありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。

なお、この案件につきましては、現地調査を実施しておりますが、現地確認委員の2番渡辺 委員が欠席のため、事務局報告のとおりとさせていただきます。

これから審議に入ります。議案第3号 事業計画変更の承認申請について、ご質疑がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

委員

（「なし」の声）

議長（小嶋）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第3号 事業計画変更の承認申請について、原案のとおり承認し、許可することにご異議ございませんか。

委員

（「異議なし」の声）

議長（小嶋）

異議なしと認めます。

従いまして、議案第3号 事業計画変更の承認申請について、原案のとおり承認し、許可することに決定いたしました。

続きまして、日程第9 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。長谷川 主任、お願いします。

事務局

（長谷川）

58ページをご覧ください。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について説明いたします。

受付番号1番、所有権移転による永久転用です。

譲受・譲渡人は記載のとおりです。

土地の所在が北本町、地目は台帳が畑・現況が宅地、地積は16㎡です。

転用目的は住宅敷地の拡張で、資金計画は記載のとおりです。

工事期間が令和3年5月10日から令和3年5月10日まで、農地区分につきましては、都市計画法に規定する用途地域の「第一種住居地域」に定められており、第3種農地となります。許可基準は許可可能であります。

転用事由は、譲渡人の先代が農地転用の許可を得ないまま作業小屋を建てていた始末書付きの案件です。

申請地は、譲渡人が相続の手続きで分かった土地ですが、譲受人の兄が隣地の802-

5、804-5を昭和46年頃に小屋が建っている状態で購入していましたが、このたび、申請地を譲り受けるものです。

場所につきましては59・60ページの位置図・案内図をご覧ください。

水原地区、福祉会館から北へ400メートル程の住宅地の中に位置しております。

61ページの更正図には申請地を塗りつぶしで表示しております。(更生図では、申請地と804-5が分かれて書かれていますが、実際は隣接している土地です。

62ページは土地利用計画図を掲載しております。譲受人の自宅が隣接しており、住宅敷地を拡張するものです。

続きまして、63ページをご覧ください。

受付番号2番、所有権移転による永久転用です。

譲受・譲渡人は記載のとおりです。

土地の所在が日の出町、地目は台帳が田・現況が畑、地積377㎡、これを含めまして合計3筆、408.03㎡です。

転用目的は個人住宅建築用地、資金計画は記載のとおりです。

工事期間が令和3年5月15日から令和4年3月31日まで、農地区分につきましては、都市計画法に規定する用途地域の「第二種中高層住居専用地域」に定められており、第3種農地となります。許可基準は許可可能であります。

転用事由は、申請者は現在アパートに居住していますが、子供が大きくなり手狭となったため、当該地を購入し住宅を新築するものです。

場所につきましては、64・65ページの位置図・案内図をご覧ください。

水原地区、白鳥会館から南東へ250m程の県道水原出湯線沿い位置しております。

66ページには更正図に申請地を塗り潰しで表示しております。

67ページは土地利用計画図・排水計画図です。生活雑排水は公共下水道に接続します。雨水は道路側溝に流す計画となっております

68・69ページは建物平面図、70ページは立面図となっております。

続きまして、71ページをご覧ください。

受付番号3番、所有権移転による永久転用です。

譲受・譲渡人は記載のとおりです。

土地の所在が上中字屋敷添(ヤシキゾイ)、地目は台帳・現況がともに畑、地積152㎡、これを含めまして合計3筆、449㎡です。

転用目的は個人住宅建築用地、資金計画は記載のとおりです。

工事期間が令和3年6月10日から令和3年8月10日まで、農地区分につきましては、申請地が水道管、下水道管の2種類が埋設されている道路の沿道の区域にあつて、容易にこれらの施設の便益を享受することができ、かつ、申請地から概ね500m以内に二つ以上の教育施設、医療施設その他公共施設が存在することから第3種農地となり、許可可能であります。

転用事由は、申請者は現在、親と同居していますが、結婚するため当該地を購入して住宅を新築するものです。

場所につきましては、72・73ページの位置図・案内図をご覧ください。

水原地区、堀越小学校から東へ100m程の住宅地の中にあり、申請地から概ね500m以内には、堀越小学校、あやめ保育園、うちだ内科、田中皮膚科、ながい眼科クリニックなどの施設があります。

74ページには更正図に申請地を塗り潰しで表示しております。

75ページは土地利用計画図・排水計画図です。生活雑排水は公共下水道に接続します。雨水は道路側溝に流す計画となっております

76ページは建物平面図、77ページは立面図となっております。

続きまして、78ページをご覧ください。

受付番号4番、所有権移転による永久転用です。

譲受・譲渡人は記載のとおりです。

土地の所在が上中字屋敷添（ヤシキゾイ）、地目は台帳・現況がともに畑、地積95㎡、これを含めまして合計3筆、282㎡です。

転用目的は駐車場用地、資金計画は記載のとおりです。

工事期間が令和3年6月10日から令和3年6月25日まで、農地区分につきましては、申請地が水道管、下水道管の2種類が埋設されている道路の沿道の区域にあって、容易にこれらの施設の便益を享受することができ、かつ、申請地から概ね500m以内に二つ以上の教育施設、医療施設その他公共施設が存在することから第3種農地となり、許可可能であります。

転用事由は、申請者は近くで飲食業を営んでいますが、客や従業員の駐車場が不足しているため、当該地を購入して露天駐車場用地として利用するものです。

受付番号3番案件の隣地で、申請者は3番案件の申請者の親です。

場所につきましては、79・80ページの位置図・案内図をご覧ください。

水原地区、堀越小学校から東へ100m程の住宅地の中にあり、申請地から概ね500m以内には、堀越小学校、あやめ保育園、うちだ内科、田中皮膚科、ながい眼科クリニックなどの施設があります。

81ページには更正図に申請地を塗り潰しで表示しております。

82ページは土地利用計画図です。砂利敷きで9台止められる駐車場を計画しています。

続きまして、83ページをご覧ください。

受付番号5番、賃貸借権設定による一時転用です。

借り人・貸し人は記載のとおりです。

土地の所在が上江端字下上ノ山（シモカミノヤマ）、地目は台帳・現況がともに田、地積が989㎡、これを含めまして合計14筆、14,690㎡です。

転用目的は陸砂利採取事業で、資金計画は記載のとおりです。

工事期間が令和3年5月25日から令和4年1月24日まで、農地区分は農用地区域内となっており原則許可できない場所ではありますが、砂利採取事業による一時的な転用であり例外的に許可できるものとなっております。

転用事由は、圃場整備を行いより良い農地に復旧するための手段として、陸砂利採取を実施するものです。

場所につきましては、84・85ページの位置図・案内図をご覧ください。

上江端集落の北側に位置しております。

86ページは更正図で、申請地を太枠で囲んで表示しております。

87ページには、土地利用計画を掲載しました。

88ページは、全体の土地利用計画図です。太枠で囲んであります第2期と書かれている場所が今回の申請箇所になります。

続きまして、89ページをご覧ください。

受付番号6番、所有権移転による永久転用です。

譲受・譲渡人は記載のとおりです。

土地の所在が千唐仁字下島（シタジマ）、地目は台帳・現況がともに畑、地積83㎡です。

転用目的は来客用駐車場・雪捨て場用地、資金計画は記載のとおりです。

工事期間が令和3年5月1日から令和4年4月30日まで、農地区分につきましては、良好な営農条件を備えている概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内と判断し第1種農地となります。

許可基準は、「申請に係る土地周辺において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」であり、許可できるものと判断しました。

転用事由は、申請者は自宅敷地に家族用の車庫はあるが、来客用の駐車場と、雪が積もると雪の捨て場所がないので、親戚である所有者から自宅前である当該地を譲り受けて露天駐車場敷地及び雪捨て場として利用するものです。

所有者は、妻から相続した土地で基は妻の実家の土地ですが、自宅から遠く畑の必要も

ないので、妻の実家の分家である譲受人に贈与するものです。

場所につきましては、90・91ページの位置図・案内図をご覧ください。

安田地区、千唐仁集落内の集落に接続している土地です。

92ページには更正図に申請地を太枠で囲んで表示しております。

93ページは土地利用計画図です。車が2台止められる計画です。

続きまして、94ページをご覧ください。

受付番号7番、所有権移転による永久転用です。

譲受・譲渡人は記載のとおりです。

土地の所在が北本町、地目は台帳が田・現況が畑、地籍427㎡です。

転用目的は個人住宅建築用地です。資金計画は記載のとおりです。

工事期間が令和3年5月17日から令和3年9月30日まで、農地区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域の「第一種低層住居専用地域」に定められており、第3種農地となります。

転用事由は、事業計画変更をしての転用で、当初計画者は個人住宅を建築するため、平成25年9月18日付けで5条許可を得て所有権移転を行いました。高年齢となり転居が困難となっていたところ、住宅用地として購入希望者が現れたため、当初計画を断念し事業計画変更するもので、継承者は結婚し子供も生まれたため、当該地を購入して住宅を新築するものです。

場所につきましては、95・96ページの位置図・案内図をご覧ください。

水原地区、阿賀用水右岸土地改良区連合の事務所から南へ500m程の住宅地の中に位置しております。

97ページには更正図に申請地を太枠で囲んで表示しております。

98ページは、土地利用計画図・排水計画図になります。雨水は道路側溝に流し、生活雑排水は、転用許可後に公共枿を取り付けて、公共下水道へ接続する計画です。

57ページは住宅の平面図を掲載しております。

以上で、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について説明を終わります。

議長（小嶋）

ありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。

この案件につきましては、現地調査を実施しておりますので、現地確認報告をお願いいたします。

2番案件、3番案件、6番案件について、11番 五十嵐 委員 より、現地確認報告をお願いします。

委員

（五十嵐）

11番 五十嵐です。

2番案件について、事務局の説明のとおりであります。65ページの案内図を見ていただきますと、申請地が道路と道路の間に挟まれた場所で、その道路が接続する先端に位置しており、雨水は道路側溝へ、生活排水は下水道へ接続されますので問題ないものと確認してきました。

続きまして3番案件ですが、74ページの更正図を見ていただきますと、お解かりになるとおり扇型の土地であります。東側が宅地になり、西側が今回、駐車場として申請が上がっております。

住宅地の中心に位置しておりますので、問題ないものと確認してきました。

最後に、89ページの6番案件ですが、92ページの更正図を見ていただきますと、縦長の土地になっております。

その西側が宅地となっております。今現在は更地になっておりまして、これも臨時的駐車場として使用していることから問題ないものと確認してきました。

議長（小嶋）

ありがとうございました。

現地確認報告が終わりました。

なお、1番案件、4番案件、5番案件、7番案件につきましても、現地調査を実施しておりますが、1番案件、4番案件の現地調査委員の、12番 遠山 委員、5番案件、7番案件の現地調査委員の、2番 渡辺 委員が欠席のため、事務局報告のとおりとさせていただきます。

これから審議に入ります。議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、ご質疑がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

委員 (「なし」の声)

議長 (小嶋) 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、原案のとおり承認し、許可することにご異議ございませんか。

委員 (「異議なし」の声)

議長 (小嶋) 異議なしと認めます。

従いまして、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、原案のとおり承認し、許可することに決定いたしました。

ここで、説明員を交代いたします。

— 説明員 交代 山崎主幹 —

議長 (小嶋) 続きまして、日程第10 議案第5号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。山崎 主幹、お願いします。

事務局 (山崎) 内容説明の前に、議案書の訂正をお願いします。

143ページから144ページ、番号17番の開始年を令和3に訂正をお願いいたします。

それでは、議案第5号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について説明申し上げます。

では、表紙をご覧ください。全体の受付状況を申し上げます。

今月の受付状況は、所有権移転 7件 11筆 8,360㎡、賃貸借権設定 17件 93筆 89,508㎡、使用貸借権設定 1件 37筆 53,372㎡、農地中間管理権設定 60件 488筆 464,036.63㎡となります。

最初に所有権移転の案件です。

議案書は、100ページからとなっております。

譲渡人、譲受人の読み上げを省略させていただきます。

受付番号、土地の所在地、台帳・現況地目、地積、内容順に申し上げます。

なお、譲受人のみなさんは、「認定農業者」又は、「あっせん譲受等 候補者名簿」登載者です。

受付番号1番、土地の所在が保田字砂山、台帳・現況とも田、634㎡、1筆を総額320,000円で売買するものです。

受付番号2番、土地の所在が、小浮字前島、台帳・現況とも畑、829㎡、1筆を10a当たり250,000円で売買するものです。

受付番号3番、土地の所在が本明字家ノ浦、台帳・現況とも田、1,916㎡、これを含め合計2筆 3,808㎡を10a当たり550,000万円で売買するものです。

受付番号4番、土地の所在が小浮字前島、台帳・現況とも畑、160㎡、これを含め合計4筆 471㎡を10a当たり総額150,000円で売買するものです。

101ページ、受付番号5番、土地の所在が熊井新田字中島、台帳・現況とも田、1,018㎡、1筆を6番案件と利便性を考慮し、差金なしで交換するものです。

受付番号6番、土地の所在が熊井新田字中島、台帳・現況とも田、1,057㎡、1筆を5番案件と利便性を考慮し、差金なしで交換するものです。

受付番号7番、土地の所在が小浮字諏訪野、台帳・現況とも田、543㎡、1筆を10a当たり700,000円で売買するものです。

続きまして、賃貸借権の設定について説明申し上げます。

なお、更新案件につきましては、説明を省略させていただきます。

102ページをご覧ください。

受付番号4番、土地の所在が保田字駒込、台帳・現況とも田、1,663㎡、これを含め合計2筆 2,308㎡を令和3年5月11日から令和8年2月10日まで、総額19,000円で賃貸借するものです。

106ページ、受付番号7番、土地の所在が猫山字山田、台帳・現況とも田、961㎡、これを含め合計3筆 2,292㎡を令和3年5月11日から令和13年3月10日まで、10a当たりコシヒカリ120kgで賃貸借するものです。

107ページ、受付番号9番、土地の所在が寺社字曲田、台帳・現況とも田、1,908㎡、これを含め合計2筆 3,794㎡を令和3年5月11日から令和13年2月10日まで10a当たりコシヒカリ90kgで賃貸借するものです。

受付番号10番、土地の所在が関屋字道上、台帳・現況とも畑、497㎡、これを含め合計2筆 2,023㎡を令和3年5月11日から令和6年2月10日まで、10a当たり5,000円で賃貸借するものです。

109ページ、受付番号13番、土地の所在が保田字源四郎、台帳・現況とも田、934㎡、1筆を令和3年5月11日から令和8年2月10日まで、総量コシヒカリ60kgで賃貸借するものです。

受付番号16番、土地の所在が里字林崎、台帳 畑・現況 田、360㎡、1筆を令和3年5月11日から令和10年2月10日まで、10a当たり25,000円で賃貸借するものです。

受付番号17番、土地の所在が小浮字千刈、台帳・現況とも田、403㎡、1筆を令和3年5月11日から令和8年3月10日まで、10a当たり20,000円で賃貸借するものです。

続きまして、使用貸借権の設定について、説明いたします。

112ページ、受付番号14番、土地の所在が日の出町、台帳・現況 とも田、2,023㎡、これを含め合計37筆 53,372㎡を令和3年5月11日から令和13年3月29日まで、使用貸借するものです。

最後に中間管理権設定になります。

件数が多いため、先に期間を説明いたします。

開始は全案件令和3年5月11日で、終了については令和9年5月10日、又は、令和13年5月10日の設定となります。

以降期間の読み上げは省力いたします。

117ページ、受付番号1番、土地の所在、深堀字曾根、台帳・現況とも田、1,011㎡、これを含め合計35筆 36,068㎡を0円で設定するものです。

120ページ、受付番号2番、土地の所在、深堀字居浦、台帳・現況とも田、224㎡、これを含め合計9筆 4,388㎡を0円で設定するものです。

121 ページ、受付番号3番、土地の所在、深堀字次塚、台帳・現況とも田、1,011㎡、これを含め合計14筆 16,733㎡を0円で設定するものです。

123 ページ、受付番号4番、土地の所在が深堀字曾根、台帳 畑・現況とも田、209㎡、これを含め合計16筆 10,360㎡を0円で設定するものです。

125 ページ、受付番号5番、土地の所在、小河原字新江向、台帳・現況とも田、720㎡、これを含め合計26筆 28,772㎡を30,000円で設定するものです。

128 ページ、受付番号6番、土地の所在、堀越字仲作、台帳・現況とも田、2,023㎡、これを含め合計10筆 9,048㎡を23,000円、20,000円で設定するものです。

129 ページ、受付番号7番、土地の所在、牧島字ママノ内、台帳・現況とも田、1,021㎡、これを含め合計3筆 3063㎡を20,800円、6,100円で設定するものです。

受付番号8番、土地の所在、堀越字堂ノ下、台帳・現況とも田、442㎡、これを含め合計14筆 11,833㎡を20,800円で設定するものです。

131 ページ、受付番号9番、土地の所在、堀越字石船戸、台帳・現況とも田、472㎡、これを含め合計13筆 11,682㎡を23,000円で設定するものです。

132 ページ、受付番号10番、土地の所在、庄ヶ宮字細田、台帳・現況とも田、980㎡、これを含め合計6筆 7,296㎡を23,000円で設定するものです。

133 ページ、受付番号11番、土地の所在、堀越字大曲、台帳・現況とも田、171㎡、これを含め合計26筆 13,233㎡を23,000円、21,000円、20,000円、10,000円、0円で設定するものです。

136 ページ、受付番号12番、土地の所在、土橋字川尻、台帳・現況とも田、804㎡、1筆を23,000円で設定するものです。

受付番号13番、土地の所在、堀越字蕪木、台帳・現況とも田、836㎡、これを含め合計7筆 5,242㎡を21,000円、20,000円で設定するものです。

137 ページ、受付番号14番、土地の所在、東町字猪屋敷、台帳・現況とも田、476㎡、これを含め合計4筆 3,653㎡を20,000円で設定するものです。

受付番号15番、土地の所在、発久字上田、台帳・現況とも田、98㎡、これを含め合計9筆 7,384㎡を23,000円、0円で設定するものです。

138 ページ、受付番号16番、土地の所在、熊井新田字上ノ山、台帳・現況とも田、998㎡、これを含め合計46筆 24,915.93㎡を22,000円で設定するものです。

143 ページ、受付番号17番、土地の所在、堀越字市ノ山、台帳・現況とも田、965㎡、これを含め合計11筆 7,534㎡を21,000円、13,500円で設定するものです。

144 ページ、受付番号18番、土地の所在、山口字久保田、台帳・現況とも田、957㎡、1筆を23,000円で設定するものです。

受付番号19番、土地の所在、中島字内長田、台帳・現況とも田、833㎡、1筆を23,000円で設定するものです。

145ページ、受付番号20番、土地の所在、田中字中道上、台帳・現況とも田、838㎡、これを含め合計10筆 5,898㎡を23,000円で設定するものです。

146ページ、受付番号21番、土地の所在、上中字大荒田、台帳・現況とも田、485㎡、1筆を23,000円で設定するものです。

受付番号22番、土地の所在、上江端字下上ノ山、台帳・現況とも田、1,011㎡、これを含め合計2筆 2,042㎡を14,000円で設定するものです。

受付番号23番、土地の所在が五分市字辰ノ尾、台帳・現況とも田、515㎡、1筆を23,000円で設定するものです。

受付番号24番、土地の所在、堀越字市ノ山、台帳・現況とも田、2,023㎡、これを含め合計16筆 9,207㎡を23,000円、22,530円、20,000円、14,500円、10,000円、0円で設定するものです。

148ページ、受付番号25番、土地の所在、堀越字石船戸、台帳・現況とも田、1,024㎡、これを含め合計5筆 4,825㎡を10,000円で設定するものです。

149ページ、受付番号26番、土地の所在、保田字北田、台帳・現況ともに田、1,977㎡、これを含め合計12筆 17,000㎡を20,000円で設定するものです。

150ページ、受付番号27番、土地の所在が中島字江添、台帳・現況とも田、1,011㎡、これを含め合計11筆 17,194㎡を25,5000円で設定するものです。

151ページ、受付番号28番、土地の所在が牧島字ママノ内、台帳・現況とも田、1,021㎡、これを含め合計3筆 1,457㎡を20,800円で設定するものです。

受付番号29番、土地の所在が新飯田字新飯田原、台帳・現況とも田、330㎡、これを含め合計2筆 964㎡を0円で設定するものです。

152ページ、受付番号30番、土地の所在が姥ヶ橋字土居下、台帳・現況とも田、1,729㎡、これを含め合計21筆 20,622㎡を25,000円で設定するものです。

154ページ、受付番号31番、土地の所在 小浮、台帳・現況とも田、2,533㎡、これを含め合計4筆 10,892㎡を25,000円で設定するものです。

受付番号32番、土地の所在 水原字下ヶ江、台帳・現況とも田、1,378㎡、これを含め合計6筆 10,590㎡を25,000円で設定するものです。

155ページ、受付番号33番、土地の所在 山口字上野地、台帳は雑、現況は田、22㎡、これを含め合計7筆 10,661㎡を25,000円、0円で設定するものです。

156ページ、付番号34番、土地の山口字上野地、台帳・現況とも田、1,845㎡、これを含め合計7筆 8,065㎡を25,000円で設定するものです。

157ページ、受付番号35番、土地の所在 水原字中谷地、台帳・現況とも田、1,999㎡、1筆を23,600円で設定するものです。

受付番号36番、土地の所在保田字上野林、台帳は畑、現況は田、1,926㎡、これを含め合計10筆 13,900㎡を10,000円、0円で設定するものです。

158ページ、受付番号37番、土地の所在 分田字海口、台帳・現況とも田、996㎡、これを含め合計16筆 15,468㎡を25,000円、23,000円で設定するものです。

160ページ、受付番号38番、土地の所在 堀越字石船戸、台帳・現況とも田、1,024㎡、1筆を20,000円で設定するものです。



受付番号39番、土地の所在 山本新字土為ノ内、台帳・現況とも田、1, 327㎡、これを含め合計3筆 3, 771㎡を23, 000円で設定するものです。

受付番号40番、土地の所在 駒林字大田、台帳・現況とも田、2, 161㎡、これを含め合計5筆 8, 230㎡を23, 000円で設定するものです

161ページ、受付番号41番、土地の所在 堀越字蕪木、台帳・現況とも田、900㎡、これを含め合計15筆 8, 452.61㎡を20, 000円、15, 000円で設定するものです

162ページ、受付番号42番、土地の所在 上江端字欠の下、台帳・現況とも田、1, 996㎡、これを含め合計3筆 2, 997.09㎡を2, 000円で設定するものです

163ページ、受付番号43番、土地の所在 上中字大荒田、台帳・現況とも田、1, 537㎡、1筆を23, 000円で設定するものです

受付番号44番、土地の所在 牧島字フケ、台帳・現況とも田、1, 021㎡、これを含め合計2筆 2, 042㎡を24, 000円で設定するものです

受付番号45番、土地の所在 庄ヶ宮字セキ下、台帳・現況とも田、1, 980㎡、1筆を23, 000円で設定するものです

受付番号46番、土地の所在 庄ヶ宮字セキ下、台帳・現況とも田、1, 980㎡、1筆を23, 000円で設定するものです

164ページ、受付番号47番、土地の所在 山口字中野地、台帳・現況とも田、958㎡、これを含め合計2筆 1, 916㎡を23, 000円で設定するものです。

受付番号48番、土地の所在 分田字外山王、台帳・現況とも田、971㎡、これを含め合計7筆 9, 013㎡を19, 000円で設定するものです。

165ページ、・受付番号49番、土地の所在 東町字隠居免、台帳・現況とも田、1, 097㎡、1筆を0円で設定するものです。

受付番号50番、土地の所在 堀越字市戸、台帳・現況とも田、1, 820㎡、1筆を10, 000円で設定するものです。

受付番号51番、土地の所在 分田字多割、台帳・現況とも田、1, 057㎡、これを含め合計12筆 11, 229㎡を23, 000円で設定するものです。

166ページ、受付番号52番、土地の所在 百津字大野、台帳・現況とも田、250㎡、1筆を23, 000円で設定するものです。

受付番号53番、土地の所在 堀越字姥田、台帳・現況とも田、958㎡、1筆を23, 000円で設定するものです。

受付番号54番、土地の所在 六日野字六日野、台帳・現況とも田、953㎡、これを含め合計3筆 3, 629㎡を23, 000円で設定するものです。

167ページ、受付番号55番、土地の所在 中野字道下、台帳・現況とも田、1, 975㎡、これを含め合計3筆 5, 945㎡を23, 000円で設定するものです。

受付番号56番、土地の所在 牧島字フケ、台帳・現況とも田、1, 930㎡、これを含め合計5筆 6, 351㎡を23, 000円で設定するものです。

168ページ、受付番号57番、土地の所在 庄ヶ宮字野々宮、台帳畑・現況田、697㎡、これを含め合計5筆 4, 381㎡を23, 500円で設定するものです。

受付番号58番、土地の所在 里字栗ノ木田、台帳・現況とも田、49㎡、これを含め合計7筆 7, 459㎡を23, 000円で設定するものです。

169ページ、受付番号59番、土地の所在 里字赤早稲田、台帳・現況とも田、1, 011㎡、これを含め合計3筆 4, 844㎡を23, 000円で設定するものです。

受付番号60番、土地の所在 保田字山ノ下、台帳・現況とも田、765㎡、これを  
め合計18筆 17,548㎡を24,000円で設定するものです。

以上であります。農用地利用集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第  
3項の要件である「農用地利用集積計画の内容が、基本構想に適合するものである」こと。

利用権の設定等を受けた後において、備えるべき要件である、「農用地のすべてを効率  
的に利用して、耕作又は養畜の事業を行うと認められる」こと。「農作業に、常時、従事  
すると認められる」こと。

利用権の設定等を受けた後において、農作業に常時従事すると認められない場合の、  
備えるべき要件である、「地域の農業者との適切な役割分担の下、継続的かつ安定的に農  
業経営を行う」と見込まれること。

利用権を設定する土地について、「関係権利者全ての同意が得られている」ことの各要  
件を満たしていると考えます。

また、地域との調和要件については、地区 担当委員からの現地調査結果でも、「許可  
相当」と報告をいただいております。

以上で、議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定  
について説明を終わります。

議長（小嶋）

ありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。

これから審議に入りますが、賃貸借権設定の10番案件につきましては、1番 曾我委  
員が譲受人であります。

農業委員会等に関する法律第31条で規定されている「議事参与の制限」に該当します  
ので、退室をお願いし、該当する案件から先に審議したいと思っておりますが、これにご異議ご  
ざいませぬか。

委員

（「異議なし」の声）

議長（小嶋）

異議がないようですので、そのようにいたします。

それでは、最初に賃貸借権設定の10番案件を審議いたしますので、1番 曾我 委員  
の退室をお願いいたします。

— 1番 曾我 委員 退室 —

議長（小嶋）

1番 曾我 委員が退室されましたので、賃貸借権設定の10番案件について、審議い  
たします。ご質疑がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

委員

（「なし」の声）

議長（小嶋）

質疑なしと認めます。

お諮りします。賃貸借権設定の10番案件について、原案のとおり承認することにご異  
議ございませぬか。

委員

（「異議なし」の声）

議長（小嶋）

異議なしと認めます。従いまして、賃貸借権設定の10番案件について、原案のとおり  
承認することに決定いたしました。

1番 曾我 委員の入室をお願いいたします。

— 1番 曾我委員 入室 —

議長（小嶋） 1 番 曾我 委員が着席されましたので、続けます。  
続きまして、議事参与の案件以外の案件について、審議いたします。  
ご質疑がございましたらお願いいたします。

— 9 番 菅井委員 質問 —

議長（小嶋） 9 番 菅井 委員どうぞ

委員（菅井） 9 番 菅井です。

中間管理機構に手続きする案件ですが、二人で来られて手続きされると思います。  
手続きまでは、二人で話をし納得して手続きをし、事務局はそれを受け付けることになるとは思いますが、例えばの話ですけれども、議案書を見ていただきたいのですが、125 ページの5番案件の場合ですが、賃借料が30,000円と少し高い価格に設定されていると思います。

この場合に、今ですと30,000円という高いと思うのです。25,000円くらい。各地区によってもまた違うのですけれども、京ヶ瀬地区でも30,000円という少し高いかなと思います。

事務局の指導というか、話の一つとして「今の平均はこの位ですよ」、「これでもいいのですか」という確認を取られているとは思いますが、全体の面積から、この場合はけっこうな金額になると思います。

今、コロナ渦でなかなか米価も上がらない。下がるのは確実に上がる見込みがない。この先の話でありますけれども、なかなか受ける側も経営的に苦しいのではないかなと想像するわけであります。

こういう場合に、「平均はこれ位です」なのでとか、事務局として指導などする方法があったらお願いします。

— 事務局 回答 —

議長（小嶋） 事務局 山崎主幹どうぞ

事務局

（山崎）

ご質問にお答えいたします。  
もちろん賃借料についての平均値はお示しいたします。  
中間管理機構を利用する95%は相対であります。この金額でと、お二人が納得して申請に来られれば、事務局としては受け付けることとなります。

また、事務局から「平均値はこの位ですので、この金額にしてください」とは言えません。

あくまで参考値としてお示しすることになります。

菅井委員の言うとおおり、米価も低下してきています。

期間が10年ですので、この金額ままで行けるかどうかはわかりませんが、このまま30,000円ということではありません。

毎年、耕作者へは賃料の変更について、農林公社からお知らせが行きますので、その際に、あまりにもかけ離れた場合ですけれども、お二人で相談して変更する場合は、「農業委員会へ届出が必要である」と、お知らせしてあるものです。

— 13 番 松田委員 質問 —

議長（小嶋） 13 番 松田 委員どうぞ

委員（松田） 13 番 松田です。

私は反対の意見ですが、土地改良区の理事長という立場もあり、今ほど30,000円が高いという意見がありましたが、土地改良費がだいたい平均で8,000円、高いのは

25,000円くらいになります。

賃貸借料金は低いのが10,000円、若しくは10,000円以下となっています。

また、阿賀野市内で土地改良区に入っていないのは、草水地区と小松地区だけになります。あとは、ほとんど土地改良区に入っています。

10,000円というのは。私の立場で言えば、納得がいかないかもしれませんが、安いのではないかと、前々から思っていました。

この場合、耕作者が土地改良費を支払うということでしたが、あとはほとんど地主さんが支払うということでもあります。

その辺、妥当なのかどうかは、それぞれの判断になるのですが、30,000円が高い、私のように10,000円が安いとなると、先ほどと同じような論法になるのでしょうか。けれども、事務局から指導してもらえればと思いますがどうでしょうか。

— 事務局 回答 —

議長（小嶋） 事務局 山崎主幹どうぞ

事務局（山崎） ご質問にお答えいたします。

時々10,000円という金額はありますが、事務局では双方で決めて来られているわけであり、「低いですね」とお聞きすることはできますが、指導することは現状できません。

議長（小嶋） ここで、しばらく休憩いたします。この会場の時計で14時50分まで休憩いたします。

— 休 憩 — 14時40分から14時50分まで

議長（小嶋） それでは再開いたします。

引き続き、ご質疑がございましたらお願いいたします。  
よろしいでしょうか。

委員（「なし」の声）

議長（小嶋） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議事参与の案件以外の案件について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員（「異議なし」の声）

議長（小嶋） 異議なしと認めます。従いまして、議事参与の案件以外の案件について、原案のとおり承認することに決定いたしました。

これで、議案第5号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について、全て原案のとおり承認することに決定いたしました。

ここで説明員を交代いたします。

— 説明員 交代 斎藤局長 —

議長（小嶋） 続きまして、日程第11 議案第6号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について、を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。斎藤 局長、お願いします。

事務局（斎藤） 議案第6号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について、ご説明申し上げます。

議案書は別冊となっております。

議案第6号の活動の点検・評価、次の議案第7号の活動計画の作成につきましては、農

業委員会等に関する法律第37条、同法施行規則第15条、および、平成28年3月4日付の27経営第2933号 農林水産省 経営局 農地政策課長通知に基づき、作成し公表しなければならないこととなっております。

今月の総会では、その原案をご審議いただくため、上程させていただいたものであります。

なお、このあとの公表までの予定でございますが、関係機関の皆様へ「ご意見等」について依頼すると共に、パブリックコメントを実施、その結果を基に、農業委員会の見解を加え、補正した後に、最終案として6月の総会に議案上程させていただきたいと考えております。

それでは最初に、1ページをご覧ください。

大項目の1 農業委員会の状況でございます。

こちらにつきましては、前年度作成いたしました、令和2年4月1日現在の状況で、記載のとおりでございます。

続きまして、2ページをご覧ください。

大項目の2 担い手への農地の利用集積・集約化でございます。

前年度作成いたしました、現状、課題、目標、および、活動計画に対しまして、項目2の集積実績につきましては 374haで、これまでの合計集積面積は 4,407ha、目標値に対する集積率は 106.63%でございました。

項目3の活動実績につきましては、「年間を通じ、関係機関とのきめ細やかな連携により対応した」、「担い手農家に農地が集積されるよう「あっせん活動」を展開した」といたしました。

次に、項目4の、目標に対する評価につきましては、「令和4年度の目標値に近づくことができた」、「農地が、高齢化や後継者不足等により、現担い手へ集積した」とし、活動に対する評価につきましては、「関係機関との連携、きめ細やかな対応、あっせん活動により、数値目標を達成できた」といたしました。

続きまして、3ページをご覧ください。

大項目の3 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進でございます。

前年度作成いたしました、現状、課題、目標、および、活動計画に対しまして、項目2の参入目標につきましては、3経営体のところ、実績は2経営体で、達成状況66.7%、参入面積につきましては、目標8.4haのところ、実績は16.7haで達成状況198.8%でございました。

項目3の活動実績につきましては、「新規就農者支援体制連絡協議会を開催することができなかった」、「新規参入希望者へは、関係機関と連携して対応した」といたしました。

次に、項目4の目標に対する評価につきましては、「支援体制について、関係機関との連携と、継続した支援体制の整備が必要である」とし、活動に対する評価につきましては、「新規参入希望者に対しては、各分野の担当者同士で、連絡を密にして対応した」、「新規就農者支援体制連絡協議会については、現状から見直す必要がある」といたしました。

続きまして、4ページをご覧ください。

大項目の4 遊休農地に関する措置に関する評価でございます。

前年度作成いたしました、現状、課題、目標、および、活動計画に対しまして、項目2の解消目標につきましては、0.7haのところ、実績は0.23haで、目標値に対する解消率32.86%でございました。

項目3の活動実績は、記載のとおりでございますが、農地の利用意向調査数は、令和元年度の13筆から2筆に、調査面積は0.5haから0.1haと、減少が図られました。

続きまして、5ページをご覧ください。

項目4の目標に対する評価につきましては、「継続的な指導により、遊休農地の解消が図られた」、「利用意向調査により、所有者自ら解消に向けた意向を確認できた」とし、活動に対する評価につきましては、「日常的な農地パトロールと農地の地域調和要件等の確

認の実施、また、情報提供等により現地調査を実施、早期発見、早期指導が、新たな遊休農地の発生を抑制している」といたしました。

続きまして、6ページをご覧ください。

大項目の5 違反転用への適正な対応でございます。

前年度作成いたしました、現状、課題、及び活動計画に対しまして、項目2の実績につきましては0.06haで、前年度と同数値でございます。

項目3の活動実績につきましては、「文書による通知」、「市ホームページに農地法の手続きについて掲載した」といたしました。

活動に対する評価につきましては、「農地パトロールや日常的な現地確認等が抑止効果となった」、「知らなかった」を防ぐため、農地法第4条、5条の周知方法について、更なる工夫が必要である」といたしました。

続きまして、7ページをご覧ください。

大項目の6 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検でございます。

事務処理件数につきましては、項目1の「農地法第3条に基づく許可事務」は、令和元年度プラス12件の60件、項目2の「農地転用に関する事務」は、マイナス6件の39件でございます。

続きまして、8ページをご覧ください。

項目3の 農地所有適格法人からの報告への対応でございます。

農地所有適格法人数31法人のなかで、2法人が令和2年度中での設立でありますので、報告書の提出を求めているものであります。

項目4の 情報の提供等につきましては、記載のとおりでございます。

続きまして、9ページをご覧ください。

大項目の7 地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容でございますが、このあとに実施する、関係機関からのご意見やパブリックコメントの結果等を、記載することになっております。

続きまして、大項目の8 事務の実施状況の公表等でございます。

市のホームページに、「総会議事録」、「総会等予定日カレンダー」、「総会が公開であること」など。また、今、ご審議いただいております「活動計画の点検・評価」、議案第77号でご審議いただきます「活動計画」について、作成済み年度のを掲載し、公表しているところであります。

以上で、議案第6号につきまして、説明を終わります。

ご審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（小嶋）

ありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。

これから審議に入ります。議案第6号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について、ご質疑がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

委員

（「なし」の声）

議長（小嶋）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第6号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員

（「異議なし」の声）

議長（小嶋）

異議なしと認めます。従いまして、議案第6号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について、原案のとおり承認することに決定いたしました。

続きまして、日程第12 議案第7号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について、を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。斎藤 局長、お願いします。

事務局  
（齋藤）

議案第7号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について、ご説明申し上げます。

先ほどご説明を申し上げました、議案第6号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）を踏まえまして、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）を作成したものでございます。

それでは、議案書別冊の10ページをご覧ください。

最初に、大項目の1 農業委員会の状況でございます。

こちらにつきましては、令和3年4月1日現在の状況で、記載のとおりでございます。

なお、農林業センサスに基づく記載箇所につきましては、令和2年に実施されましたが、市町村別の数値は、この原案作成時では、まだ公表されておりませんので、前年度と同じ数値となっております。

続きまして、11ページをご覧ください。

大項目の2 担い手への農地の利用集積・集約化でございます。

項目1の課題につきましては、「あっせん申し出が増加している」など、現状を記載し、加えて「担い手の確保と集落営農組織や法人化など、経営体への利用集積を推進していく必要がある」といたしました。

項目2の目標につきましては、前年度の実績が、集積率69.71%となり、令和4年度での達成目標率でありました、集積率70%に接近することができましたので、更なる集積を目指し、3年後の令和5年度での目標値を、集積率75%、4,742haとし、目標達成のために必要な増加集積面積335haを3年で除した1年分、約112haを令和3年度の新規集積面積として、設定したものでございます。

なお、活動計画につきましては、前年度と同じ内容で、記載のとおりでございます。

続きまして、大項目の3 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進でございます。

項目1の課題につきましては、新規参入に係る現状を記載し、加えて「関係機関の連携と継続した支援体制の整備が必要である」とし、項目2の参入目標数につきましては、前年度と同じく3経営体、参入目標面積は、過去3年間の新規参入経営体の平均面積から算出し、10.2haといたしました。

活動計画につきましては、「新規参入を支援する、関係機関担当者の役割を明確化することで、サポート体制を充実させ、支援のスピード化を図る」といたしました。

続きまして、12ページをご覧ください。

大項目の4 遊休農地に関する措置でございます。

項目1の課題につきましては、事業や施策等を活用して減少を図る必要がある」とし、項目2の目標につきましては、現遊休農地面積の70%減少を図ることとし、前年度と同じ0.7haといたしました。

活動計画につきましては、前年度実績を参考に、実施時期及び方法等、記載のとおりといたしました。

続きまして、大項目の5 違反転用への適正な対応でございます。

項目1の課題につきましては、「目の届きにくい山沿いや耕作ほうき地において、違反転用や不法投棄が発生しやすい環境にある」、「日常的な関係機関からの情報提供や農地パトロールの実施が、抑止効果となるよう、その活動の周知方法を検討する必要がある」といたしました。

続きまして、13ページをご覧ください。

項目2の活動計画でございます。

前年度とほぼ同じであります。令和2年12月から、市の新たな情報発信として、ラインやツイッター等が加わりましたので、5行目に周知媒体として、新たに「SNS」を記載いたしました。

以上で、議案第7号につきまして、説明を終わります。  
ご審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（小嶋）

ありがとうございました。  
事務局の説明が終わりました。

これから審議に入ります。議案第7号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について、ご質疑がございましたらお願いいたします。  
よろしいでしょうか。

委員

（「なし」の声）

議長（小嶋）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第7号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員

（「異議なし」の声）

議長（小嶋）

異議なしと認めます。従いまして、議案第7号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について、原案のとおり承認すること決定いたしました。  
続きまして、日程第11 その他について、事務局よりお願いします。

事務局  
（齋藤）

特にございませぬ。

議長（小嶋）

事務局からは特にないようですが、皆さんの方から何かございませぬでしょうか。

委員

（「なし」の声）

議長（小嶋）

特にないようですので、以上で、本日の総会の案件の審議はすべて終了いたしました。  
ご協力ありがとうございました。

－ 15時30分終了 －



会議の経過を記載して相違ないことを証するためにここに署名する。

令和3年 4月28日

議事録署名委員 3番 ⑩

議事録署名委員 4番 ⑩

議事録署名委員 16番 ⑩

議長  
農業委員会会長 ⑩